

また村の営農計画や農地分散の状態から見て集団化が必要な場合は社会的要因に捕らわれず集団化に踏み切ることが大切である。現在はこのような集団化の必要な地域が非常に多く、もし農地の

# 農地集団化の実際

集団化の方法には「換地」と「交換分合」があることは前に述べたとおりだがその具体的なやり方についてふれてみよう。

## 換地計画の仕組み

まず換地は、その前提として、ほ場整備や換地を必要とする土地改良事業が行なわれなければならない。このほ場整備事業によって従前の土地は、区画はもろん、所有の場所も判らなくなり、そこに新しい区画が整地される。

これはそのままの土地の条件を総合的に勘案し、その土地に照応するように換地するのである。従前の土地に「照応」するというのは必ずしも地力と場所が元通りというのではなく、場合によっては、配分を受ける人の農業経営の都合を考慮して、全く別な箇所配分することがある。また本人の同意があれば従前の土地よりも非常に少ない面積、或は全く換地しないで他の人に多

状態をそのままにして、機械化や、施設設の側面だけに資本投下を考えるならば、高価な機械や施設的能力が十分發揮できず、農業計画は失敗に終らなければならない。

換地することもできる。この場合は精算金を事業主体が徴収した支払うこととし、個人間の受け渡しはしない。

事業主体は、土地改良を行った者で、土地改良区、市町村、農業協同組合、または数人の共同者であるが、国や県も事業を行った場合必要に応じて換地することになる。

いずれの場合も、その土地について事情の詳しい換地委員を選任し、個人たちは公平な立ち場から従前の土地調査又個人毎の経営調査を行ない、換地計画を樹てるのである。

換地計画は、土地改良区が事業を行った場合を例にとると、その地域の関係権利者の総会において三分の二以上の同意を得て決定され、県知事の認可を申請、知事は計画が適正に行われているかどうかを検討して認可。

認可すればはじめて新しい所有権が生れるわけである。またこれにもとづいて登記がなされるがこの土地に関する相続登記等の登記料も一切免除されることになっている。

## 交換分合について

交換分合では、その事業主体となる者は、農業委員会、土地改良区、農業協同組合又は市町村である。事業に着手するには関係農業者二人以上の者の請求にもとづくかあるいは事業主体がみずから発意する場合であるがいずれも一定の農用地を地区に定め事業主体が交換分合計画を定める。農用地とは、耕作の目的としての農地はもろん、家畜の放牧地または飼料の為の採草地もこれに含まれる。従ってこれ等の土地も交換の対照とすることができる。

この外農地の利用上必要全土地も交換することができる。またこれらの土地については所有権だけではなく、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利または他の使用及び収益を目的とする権利もその箇々の権利内での交換ができることになっている。

交換は、個人対個人の話し合いで計画されるものではなく、関係権利者によって選出された計画委員によって、個人個人の農地の分散状況や経営状況に応じて改善に役立ようとして計画され、権利者一定数の同意を得て決定される。そのためには一筆一筆の土地について地力やその他の条件を勘案した土地調査が行われる。

決定された計画は知事の認可を得て登記されるが、登記料や不動産取得税は勿論免除される。また受取る農地と手離す農地は、地目、地積

## 農地集団化を進めるために

### 集団化附帯事業のいろいろ

集団化附帯事業は農地の交換分合を行うに当たって、地域内で条件の悪い土地について土地改良事業をほどこし、農地の条件を整備して交換を容易にし、集団化を促進するとともに集団化を計画した地域の生産性の向上に役立てようとするものである。

### □ 附帯事業の種類

この事業は、本県の農地が著しく分散しており、しかも農道、用排水路等の不備を改善するための各種土地改良事業の一環として、国の補助事業とは別個に行う事業であり事業採択の基準はふおむね次のように定められている。

すなはち、交換分合に附帯する土地改良事業で

事業区分	1ha当り事業費	負担区分	
		補助	地元
交換分合	第1年度	1,950円	50%
	第2年度	1,100	50%
換地計画法(当年度分)	第1年度	2,500	50%
	第2年度	2,500	50%
換地計画法(前年度分)	第1年度	3,000	50%
	第2年度	—	50%
団地換地計画法	第1年度	5,000	50%
	第2年度	—	—
道庁換地計画法	第1年度	5,000	—
	第2年度	—	—

事業費の額の決定は集団化地域の面積及び事業の種類等によって決定されるが、事業費に対しては、十四年補助、補助残の部分に対して年利三分五厘、十五年償還の融資を優先的に行うことになっている。

### □ 事業を推進する事業主体の経費

農地集団化事業は二カ年で終了することになっており、第一年度は事業地域の決定、啓蒙普及、基礎調査、測量及び計画図の作成、計画原案の作成とし、第二年度は計画書の作成、認可申請、登記申請とし、その経費及び補助区分は表2のとおりである。(昭和四十七年度事業費) (農政院)

### 次号予告

#### □ 特集・豊かな農民生活への道

新産都市の建設、農業構造改善事業の進捗など、熊本県経済情勢に大きな進歩を遂げている。現在、昭和三十六年度定額の県計を基礎に、現実即ち新しい指標として、県計画が改訂、作成された。豊かな農民生活を實現するための道しるべを明らかにする。

その他の条件がほぼ同じであることが必要とされる。しかし本人の同意があれば差があってもよいとされている。この場合は精算金で処理することができる。

交換は、一対一の交換の必要はなく、一対三でも一対五でもよいが、手離す農地或は受取る農地だけでは交換分合計画の対照とならないとされる。

一定の農用地を定めたならば、その面積全部が交換されるというのではなく、その二〇%以上が移動することを目標に置いてよい。これを移動率と呼んでいる。その計算は次のようにして表わす。

$$\text{移動率} = \frac{\text{移動した面積}}{\text{交換分合計画地域面積}} \times 100$$

なお、交換分合や換地においてはなるべくその地域の団地数を少なくすることが目的であるから、集団化率を四〇%以上としている。その計算は次のようにして表わす。

### 集団化率

地域の集団化前の団地総数 - 集団化後の団地総数  
地域の集団化前の団地総数 - 農家戸数

移動率や集団化率をなるべく高くして一戸当りの団地数を少なくするためには地域の多くの人が交換分合に参加することが必要である。ところが、通路の不便な農地や、用排水の悪い農地は条件の良い農地との交換は円滑に進まない。

表2